

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 目 次

## 〔法規的告示〕

- ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件 (農林水産一一五二)
- ぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 (同一五三)
- 飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件 (同一五四)

## 〔その他告示〕

- 消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件 (消防庁五)
- バングラデシュ人民共和国における選挙支援計画のための贈与に関する件 (外務二七四)
- 中華人民共和国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帶及び冷延鋼板に対する関税率法第八条第五項に規定する調査開始の件 (財務一九七)

- |  |  |   |
|--|--|---|
| 一 ○ 雇用保険法第六十一条の十二第九項の規定に基づき、雇用保険法第六十条の十二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件の一部を改正する件 (同二〇四) | 二 ○ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設等として指定した件 (防衛一六九) | 三 ○ 防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則第六条の規定に基づき、対象施設の管理者として指定した件 (同一七〇) |
|--|--|---|
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (中国地方整備局五六)

〔公 告〕	
裁判所	諸事項
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係	有権者申出方関係
会社その他	水産省のホームページに掲載する。 (次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)
附 則	同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。 令和七年七月二十二日 農林水産大臣 小泉進次郎

- 農林水産省告示第千百五十二号 (日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ぶどう糖の日本農林規格(平成二年農林水産省告示第千四百十二号)(JAS一四一二)の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。令和七年七月二十二日 農林水産大臣 小泉進次郎)
- 農林水産省告示第千百五十三号 (次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

## 法規的告示

- |  |   |
|--|---|
| 五 ○ 農林水産省告示第千百五十二号 (日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、ぶどう糖の日本農林規格(平成二年農林水産省告示第千四百十二号)(JAS一四一二)の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示する。令和七年七月二十二日 農林水産大臣 小泉進次郎) | 六 ○ 農林水産省告示第千百五十三号 (次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。) |
|--|---|
- 農林水産省告示第千百五十三号 (次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)
- （施行期日）
- 1 この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格により格付の表示が付されたぶどう糖及び附則第三項の規定に基づき格付の表示が付されたぶどう糖については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日から起算して、一年を経過した日までに行われるぶどう糖の格付については、この告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格の規定の例によることができます。
- （施行期日）
- 1 この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格により格付の表示が付されたぶどう糖及び附則第三項の規定に基づき格付の表示が付されたぶどう糖については、この告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格の規定の例によることができます。
- 3 この告示の施行の日から起算して、一年を経過した日までに行われるぶどう糖の格付については、この告示による改正前のぶどう糖の日本農林規格の規定の例によることができます。
- （施行期日）
- 1 この告示は、令和七年八月二十一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 ぶどう糖の日本農林規格の一部を改正する件 (令和七年七月二十二日農林水産省告示第千百五十二号)附則第三項の規定に基づき格付を行う場合におけるぶどう糖についての取扱業者の認証の技術的基準については、なお従前の例によ

## その他告示

### ○消防庁告示第五号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年七月二十二日

消防庁長官 大沢

博

A E-⑬-1326	株式会社funbox
E-⑬-48072	株式会社岡工室
E-⑬-48073	有限会社正和商店
E-⑪-48085	富岡 満夫
E-⑩-48090	株式会社ネクストイノベーション
E-①-48074	アタカシーエス株式会社
E-①-48076	株式会社smallsh
E-①-48082	前田 紀幸
E-⑬-48088	株式会社松床
E-⑮-48078	油井 治晃

E-⑩-48089	株式会社笑和
E-⑬-48094	有限会社貴建
E-⑫-48084	株式会社リグホーム
E-⑦-48092	上野株式会社
E-①-48096	株式会社D・H
E-⑬-48111	七原 尚正
E-⑬-48095	株式会社ルームスタッフ
E-⑩-48101	合同会社Plus Style
E-⑭-48104	御幸内装株式会社
E-⑭-48105	新原 孝之
E-①-48069	モジユール株式会社
E-⑦-48107	南 信幸
E-⑦-48108	島田 尚洋
E-⑦-48112	株式会社C R A C K
E-⑬-48102	落合 淳
E-⑫-48113	株式会社エフケイワン
E-⑬-48114	松田装飾株式会社
E-④-48086	トータルインテリアHiro Planning
E-⑬-48093	株式会社Lepo
E-①-48109	廣尾 恵美
E-⑧-48098	株式会社三現
E-⑯-48103	株式会社八木
E-①-48117	高橋 秀彰
E-⑬-48110	株式会社ジオクル
E-⑬-48097	新陽株式会社
E-⑬-48100	株式会社ウエテリア
E-④-48122	株式会社インテリア山崎
E-⑯-48127	インテリアcub 3 株式会社
E-⑯-48115	梶原ひかり
E-④-48121	隱崎 薫文
E-①-48106	大澤 将利
E-⑮-48125	合同会社長谷川表具内装
E-⑦-48116	株式会社グラルーム
E-⑬-48119	株式会社フォーサイト
E-①-48131	株式会社コウケンデザイン
E-④-48123	株式会社E Y E's
E-⑦-48126	井ノ元秀和
E-⑦-48147	谷口 宣博
E-⑦-48099	株式会社泉陽商会
E-⑭-48118	有限会社ソウルマティックス

E-⑦-48166	株式会社トヨネスト福島営業所
E-⑨-48165	西城 和也
E-⑬-48168	高橋 香織
E-⑬-48173	株式会社Forte-craft.
E-⑳-48183	石川 芳彦
E-⑭-48189	株式会社ふじ装美
E-⑬-48167	株式会社Revive
E-㉑-48171	株式会社F O R E S T
E-⑫-48176	Suemaru FT INNOVATORS 株式会社
E-㉑-48186	東 正太郎
E-㉓-48187	株式会社カツウラ建設
E-㉗-48188	大村美創株式会社
E-㉓-48172	株式会社アトリウム
E-①-48184	株式会社ちいさなりフォームハウス
E-①-48185	野村 健次
E-⑪-48174	合同会社R I S H U
E-⑭-48177	株式会社8
E-⑨-48180	株式会社メガステップ
E-㉗-48192	株式会社インテラ
F-⑬-1735	オンリー株式会社
F-⑬-1748	株式会社Moodify
F-⑬-1750	株式会社センプレデザイン
F E-㉗-1734	永大産業株式会社
F E-⑬-1747	株式会社Feel Live
F E-㉗-1746	株式会社モリヨシ

### ○外務省告示第二百七十四号

令和七年七月二十二日にダッカで、バングラデシュ人民共和国における選挙支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 選挙支援計画を実施するため必要な生産物及び役務の購入

3 2 贈与額 六億九千五百万円

3 3 署名者 本 側 齋田伸一 在バングラデ

国際連合開発計画側 シュターデン・リラー在バ

令和七年七月二十二日 ッグラデシユ事務所代表

外務大臣 岩屋 敏

## ○財務省告示第百九十七号

中華人民共和国並びに台灣、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帶及び冷延鋼板に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二十二日

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」といふ。）の名称及び住所

名 称	住 所	財務大臣 加藤 勝信
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目六番一号	
日本冶金工業株式会社	東京都中央区京橋一丁目五番八号	
ナス鋼帶株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号	
日本金属株式会社	東京都港区芝五丁目二十九番十一号	

二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

（一）品名 ニッケル系ステンレス冷延鋼帶及び冷延鋼板

（二）銘柄及び型式 冷間圧延をしたステンレス鋼のフラットロール製品（ニッケルの含有量が全重量の〇・六%を超えるものとし、その他の成分を含有するかしないか、厚さ、幅及び形状を問わず、めつきし、被覆し、クラッドし又は製品に対する最終加工を経た後であっても製品の表面に孔を開けてあるものを除く）。商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第七二一九・三一號、第七二一九・三三號、第七二一九・三四號、第七二一九・三三號、第七二一九・三五號、第七二一九・九〇號、第七二二〇・二〇號又は第七二三〇・九〇號に分類される。

（三）特徴 鉄に一〇・五%以上のクロムを含有した合金鋼であり、耐食性等、鋼自体が持つ機能性と製造方法からくる美麗で清潔感ある意匠性を兼備する点に特徴があり、様々な需要分野で使用される鋼である。

三 調査対象貨物の供給者及び供給国又は地域

（一）供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者） 別表のとおり

（二）供給国又は地域 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下「台湾」という。）

四 調査を開始する年月日 令和七年七月二十二日

五 調査の対象となる期間

（一）不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和六年一月一日から令和六年十二月三十日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

（二）不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 令和四年一月一日から令和六年十二月三十日まで

六 調査の対象となる事項の概要

（一）不當廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和六年一月一日から令和六年十二月三十日まで（以下「不當廉売差額」という。）

（二）調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不當廉売差額」という。）

（三）その他不當廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

## （二）不當廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不當廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不當廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不當廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

二 その他不當廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関するべき事項

（一）申請者の主張の概要

申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

（二）申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、令和六年一月一日から令和六年十二月三十日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十パーセント超である。

（一）不當廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格について、中国から輸出される調査対象貨物については中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに一般的な経費の額を加えた価格を採用した。台湾から輸出される調査対象貨物については当該調査対象貨物の生産費に台湾で生産された当該調査対象貨物と同種の貨物に係る通常の利潤並びに一般的な経費の額を加えた価格を採用した。

ロ 本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ イ及びロにより、中国又は台湾を供給国とする調査対象貨物に係る令和六年一月一日から令和六年十二月三十日までの不當廉売差額率（不當廉売差額を本邦向け輸出価格で除したもの）を六年（二月三十一日までの不當廉売差額率を本邦向け輸出価格で除したもの）を算出すると、中国を供給国とするものについては二十パーセントから五十パーセントの間となり、台湾を供給国とするものについては三パーセントから二十パーセントの間となる。

（二）不當廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 調査対象貨物の輸入量は、令和四年から令和六年までの間に、中国から輸出された調査対象貨物は五万三千七百六十七トンから七万五千四百八十一トンに増加し、台湾から輸出された調査対象貨物は五万二千三百七十トンから四万七千九百三十二トンに減少したもの、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合はそれぞれ上昇した。

ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を大幅に下回っており、その結果、国内需要家が当該同種の貨物から調査対象貨物に切り替えを進めたことで当該同種の貨物の国内販売量が大幅に減少し、また、値下げを余儀なくされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられた。

ハ イ及びロにより、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

ニ さらに、中国国内の生産能力は増加傾向にあり、台湾国内の生産能力は安定的に推移しているところ、いざれも十分な余剰生産能力を有しているだけでなく、既に調査対象貨物の在庫を大量に保有している。また、世界的にも主要な市場である米国、EU及び韓国等では、既に調査対象貨物と同種の貨物に不當廉売関税を課しているため、中国及び台湾としてはこれらの中でも韓国よりも高いことから、調査対象貨物の輸入量は今後も増加する可能性が高い。

ホ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和四年から令和六年までを通じて下落傾向が続いている。今後も下落傾向が続き、その価格圧力により本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格も引下げを余儀なくされることが想定される。

ヘ ニ及びホにより、保護的措置がとられない限り、追加的な不當廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

別表

国又は地域名	供給者
中国	SHANXI TAIGANG STAINLESS STEEL CO., LTD. Shanxi Taigang Stainless Steel Strip Co., Ltd. Tianjin TISCO&TPCO Stainless Steel Co., Ltd.

八 令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

- (一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和七年十月二十一日
- (二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課すことの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめることの決定に係る告示の日
- (三) 対質の申出についての期限 令和七年十一月二十五日
- (四) 意見の表明についての期限 令和七年十一月二十五日
- (五) 情報の提供についての期限 令和七年十一月二十五日

九 なる。なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

その他の参考となるべき事項

- (一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。
  - イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。）において同じ。）の重大な介入がない事実
  - ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
  - ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
  - ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
  - ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実
- (二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都千代田区霞が関二丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室
- (三) その他
  - イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。
  - ロ 本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十条の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及び他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。
  - ハ 当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行ふものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかつた者は、本告示の日から十四日以内に前記(ロ)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行ふものとする。

調査対象貨物の供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

NINGBO BAOXIN STAINLESS STEEL CO., LTD.  
POSCO (Zhangjiagang) Stainless Steel Co., Ltd.  
Qingdao Pohang Stainless Steel Co., Ltd.  
Angang Lianzhong Stainless Steel Corporation  
Gansu Jiu Steel Group Hongxing Iron And Steel Co Ltd  
Shandong Taishan Steel Group Co., Ltd.  
Shandong Taiji New Material Technology Co., Ltd.  
Shandong Taishan Stainless Steel Co., Ltd.  
Guangxi Beibu Gulf New Materials Co., Ltd  
Foshan Chengde New Material Co., Ltd.  
Beicai Nantong Metal Technology Co., Ltd.  
Baosteel Desheng Stainless Steel Co., Ltd.  
Shandong Hongwang Industrial Co., Ltd.  
FUJIAN HONGWANG INDUSTRIAL CO., LTD  
Yangjiang Hongwang Industrial Co., Ltd.  
Zhaqing Hongwang Metal Industry Co., Ltd.  
Jiangsu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.  
Yongjin Technology Group Co Ltd  
Guangdong Yongjin Metal Technology Co., Ltd.  
Fujian Yongjin Metal Technology Co., Ltd.  
Gansu Yongjin Metal Technology Co., Ltd.  
FUJIAN FUXIN SPECIAL STEEL CO., LTD  
Jiangsu Delong Nickel Industry Co., Ltd  
Guanghan Tian Cheng Stainless Steel Products Company Limited  
Guangdong Runxin Industrial Investment Co., Ltd.  
Wuxi Shuoyang Stainless Steel Co., Ltd  
Anhui Baoheng Advanced Material Technology Co., Ltd  
LCG METAL MATERIAL CO. LTD  
Shandong Aoxing New Material Technology Co., Ltd.  
Guangdong Baojia Stainless Steel Industry Co., Ltd.  
清远市祥麟不锈钢有限公司  
FOSHAN RUIQIANG STEEL CO., LTD  
Guangdong Shengxin Stainless Steel Co., Ltd.  
Fuzhou Haili Stainless Steel Plate Co., Ltd.  
Changge Yulong Industrial Co., Ltd.  
Henan Jinhuide PRECISION Stainless Steel Co., Ltd.  
Foshan Guangfeng Steel Co., Ltd.  
Zhejiang Jianheng Industry Co., Ltd.  
Fujian Ruigang Metal Technology Co., Ltd.  
Lishui Yida Technology Co., Ltd.  
Shanghai STAL Precision Stainless Steel Co., Ltd



二 陸上自衛隊高田駐屯地	対象防衛関係施設の所在地	新潟県上越市	新潟県上越市
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間に接する道路の区間並びにこれららの道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域には、なお従前の例による。	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間に接する道路の区間並びにこれららの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域には、なお従前の例による。	備考

四 陸上自衛隊那覇訓練場	対象防衛関係施設の所在地	沖縄県那覇市	沖縄県那覇市
備考	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間に接する道路の区間並びにこれららの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域には、なお従前の例による。	一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の区間に接する道路の区間並びにこれららの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域には、なお従前の例による。	備考

○防衛省告示第百七十九号	対象施設の管理者	防衛大臣 中谷 元	防衛省告示第百七十九号
防衛省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（令和元年防衛省令第三号）第六条の規定により、対象施設の管理者を次のとおり指定し、令和七年八月一日から施行する。	対象施設の管理者	防衛大臣 中谷 元	防衛省告示第百七十九号
令和七年七月二十二日	対象施設の管理者	防衛大臣 中谷 元	令和七年七月二十二日

## ○申請方審査面積10十地

土地使用権（昭和11十地付起業第119号。以下「本路線」）第11十条の規定に據りて、本件事業の認定をいたしました。本路線11十地第1項の規定に據りて、本件事業を実施するに當ります。

令和7年7月11日

申請方審査面積 10十地

- 1 起業者の名称 岡山県
- 2 事業の種類 県道倉敷笠岡線改築工事（岡山県倉敷市船穂町船穂字真弓砂地内から同市船穂町船穂字葛渕地内まで）及びこれに伴う市道付替工事
- 3 起業地
  - 1 収用の部分 岡山県倉敷市船穂町船穂字真弓砂、字葛渕及び字経鱗山地内
  - 2 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
 

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

「県道倉敷笠岡線改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、岡山県倉敷市船穂町船穂地内から同市玉島長尾地内までの延長2.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道倉敷笠岡線改築工事」（以下「本体事業」という。）は道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道倉敷笠岡線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により起業者である岡山県が道路管理者で

あること、既に本件事業を開始していることのほか、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

## (1) 得られる公共の利益

本路線は、岡山県倉敷市を起点とし、同県笠岡市に至る総延長36.8kmの路線である。

本路線は、倉敷市中心部から同市船穂地域や同市玉島地域を経由し、笠岡市に至る幹線道路であり、一般国道2号と並行する道路である。沿道には、住家、学校等が連たん・集積していることなどから、地域間を結ぶ幹線道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する路線（以下「現道」という。）は、岡山県が制定した「道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年岡山県条例第80号）」（以下「岡山県条例」という。）に定める最小曲線半径を満たさないカーブや、車道幅員を満たさない狭小な区間が複数存在し、大型車の通行が極めて危険な状況にある。また、通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が設置されていない区間があり、交通事故も発生していることから、自動車及び歩行者等の安全かつ円滑な交通に支障をきたしている状況である。

本件事業の完成により、現道における通過交通を本件区間が担うことなどから、現道における交通事故の発生を軽減し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の

実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて任意による環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質及び振動については法令に定められた基準等を満足するとされている。騒音については、環境基準を超える値がみられるものの、防音シートの設置や排水性舗装を行うことで環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記調査によると、本件事業の施行区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ、アカモズ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、ウズラ、ウラナミジヤノメ、準絶滅危惧として掲載されているヤリタナゴ、コオイムシ、マガン、岡山県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンイタチ、ツミ、準絶滅危惧として掲載されているチョウゲンボウ等その他これらの分類に該当しない学術上または希少性等の観点から重要な種（以下、単に「重要な種」という。）が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキビヒトリシズカ、キンラン、イヌノフグリ、準絶滅危惧として掲載されているシラン、エビネ、アズマツメクサ、岡山県レッドデータブックに準絶滅危惧として掲載されているアワボスグ、オオバイカイカリソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれら動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息・生育環境が広く残されることなどから、影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による変更箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が9箇所存在するが、このうち6箇所については、岡山県教育委員会との

協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。発掘調査が必要とされた3箇所のうち1箇所について既に発掘調査等が完了しており、残り2箇所についても岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本体事業は、岡山県条例による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和49年12月6日に都市計画決定され、令和2年4月1日に変更決定された都市計画と、トンネル坑口付近、切土・盛土計画及び交差点形状等を除き基本的内容については整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のとくから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

## (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)述べたように、現道は線形不良箇所、幅員狭小区間及び歩道がない区間が存在するほか、交通事故が発生しており、本件事業により安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。



服部 典男	樋口 祥巳	福本 嘉景	藤井 千津子	古野 柳太郎	松木 平義己	美馬 宅辛	室井 正光	柳田 利久夫	柳森 宮前	三牧 細野	藤田 山	福澤 深穂	山口 誠	仁	恒男	久子	上谷	尾谷	澤谷	古澤	福田	田中	忠良	眞和	弘	茂俊
廣瀬 喜男	廣瀬 祥巳	福本 嘉景	藤井 千津子	古野 柳太郎	松木 平義己	美馬 宅辛	室井 正光	柳田 利久夫	柳森 宮前	三牧 細野	藤田 山	福澤 深穂	山口 誠	仁	恒男	久子	上谷	尾谷	澤谷	古澤	福田	田中	忠良	眞和	弘	茂俊
福本 嘉景	樋口 祥巳	藤井 千津子	古野 柳太郎	松木 平義己	美馬 宅辛	室井 正光	柳田 利久夫	柳森 宮前	三牧 細野	藤田 山	福澤 深穂	山口 誠	仁	恒男	久子	上谷	尾谷	澤谷	古澤	福田	田中	忠良	眞和	弘	茂俊	
藤井 千津子	樋口 祥巳	古野 柳太郎	松木 平義己	美馬 宅辛	室井 正光	柳田 利久夫	柳森 宮前	三牧 細野	藤田 山	福澤 深穂	山口 誠	仁	恒男	久子	上谷	尾谷	澤谷	古澤	福田	田中	忠良	眞和	弘	茂俊		
古野 柳太郎	樋口 祥巳	松木 平義己	美馬 宅辛	室井 正光	柳田 利久夫	柳森 宮前	三牧 細野	藤田 山	福澤 深穂	山口 誠	仁	恒男	久子	上谷	尾谷	澤谷	古澤	福田	田中	忠良	眞和	弘	茂俊			

## 官 告 報

### 産業

#### 日本産業規格

令和7年7月22日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和7年7月22日

経済産業大臣 武藤 容治

記

#### 制定された日本産業規格

（認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出）

鉄鉱石ニッケル定量方法—第1部：ジメチルグリオキシム吸光光度法	M8223-1
鉄鉱石ニッケル定量方法—第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法	M8223-2
鉄鉱石—クロム定量方法—第1部：1, 5-ジフェニルカルボノヒドロジド吸光光度法	M8224-1
鉄鉱石—クロム定量方法—第2部：鉄抽出分離原子吸光分析法	M8224-2
鉄鉱石—バナジウム定量方法—第1部：N-ベンゾイル-N-フェニルヒドロキシアルアミン抽出分離吸光光度法	M8225-1
鉄鉱石—バナジウム定量方法—第2部：原子吸光分析法	M8225-2
鉄鉱石—熱割れ試験方法	M8722

#### 改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

伝動用及び搬送用ダブルピッチローラチェーン	B1803
内燃機関一小径ピストンリング—第2部：測定方法	B8032-2
内燃機関一小径ピストンリング—第9部：鋳鉄製キーストンリング	B8032-9
排水・用水用オゾン処理装置—仕様項目及びオゾン濃度測定方法	B9946
回転電気機械—第5部：外被による保護等級の分類 (内容省略)	C4034-5

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ (<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

#### 廃止された日本産業規格

（認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出）

鉄鉱石ニッケル定量方法	M8223
鉄鉱石—クロム定量方法	M8224
鉄鉱石—バナジウム定量方法	M8225

## 公 告

### 諸事項

#### 有権者申出方

元当局所属公証人松尾泰三の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月22日 宇都宮地方法務局

元当局所属公証人加藤武志の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月22日 長野地方法務局

元当局所属公証人佐藤美知幸の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月22日 長野地方法務局

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

#### 令和7年(家)第30087号

広島市安芸区矢野西1丁目7番5号

申立人 ヴューシティ矢野管理組合

本籍広島市安芸区矢野西1丁目7番、最後の住所広島市安芸区矢野西1丁目7番5-1103号、死亡の場所広島県広島市安芸区、死亡年月日令和6年7月末頃、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和33年2月11日、職業不詳

被相続人 亡 上田 清

事務所広島市中区広瀬北町8番12号 寺西ビル2階

相続財産清算人 司法書士 田村 真子

催告期間満了日 令和8年2月4日

広島家庭裁判所

#### 令和7年(家)第30186・30187号

島根県出雲市上岡田町661番地1

申立人 三島 静子

島根県出雲市平田町2621番地4

申立人 二瀬 豊

本籍広島市南区西蟹屋4丁目472番地、最後の住所広島市東区牛田新町1丁目18番1号神田山長生園、死亡の場所広島県広島市東区、死亡年月日平成31年1月3日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和5年7月26日、職業不詳

被相続人 亡 福本 和昭

松江市浜乃木1丁目22番8-1号

相続財産清算人 司法書士 福田磨壽穂

催告期間満了日 令和8年2月4日

広島家庭裁判所

#### 令和7年(家)第30054号

広島市安芸区矢野南1丁目8番12号

申立人 森石 輝樹

本籍広島県吳市音戸町高須2丁目3747番地、最後の住所広島県吳市音戸町高須3丁目3番8号、死亡の場所広島県吳市、死亡年月日令和7年1月8日、出生の場所広島県安芸郡音戸町、出生年月日昭和20年8月11日、職業無職

被相続人 亡 森脇 勝彦

広島県江田島市大柿町大原4番地1

相続財産清算人 司法書士 立井 尚宏

催告期間満了日 令和8年1月30日

広島家庭裁判所吳支部

#### 令和7年(家)第2027号

徳島市南庄町2丁目16番地西部ハイツ104

申立人 佐川 照代

本籍徳島県阿波市土成町土成字大木127番地、最後の住所徳島県阿波市土成町土成字大木127番地2、死亡の場所徳島県阿波市、死亡年月日推定令和6年6月3日、出生の場所徳島県阿波郡土成村、出生年月日昭和25年1月7日、職業不詳

被相続人 亡 佐近 邦雄

徳島市国府町南岩延810番地の17

相続財産清算人 司法書士 山岡 実子

催告期間満了日 令和8年2月20日

徳島家庭裁判所

## 令和7年(家)第2075号

徳島県徳島市国府町芝原字南芝原55番地

申立人 阿部 純治

本籍徳島県美馬市木屋平字弓道173番地、最後の住所徳島県板野郡松茂町広島字四番越1番地5 介護老人保健施設 縁樹、死亡の場所徳島県板野郡松茂町、死亡年月日令和7年5月2日、出生の場所徳島県美馬郡木屋平村、出生年月日昭和11年5月20日、職業無職

被相続人 亡 尾越 竹美

事務所徳島県徳島市国府町芝原字南芝原55番地

相続財産清算人 司法書士 阿部 純治

催告期間満了日 令和8年1月31日

徳島家庭裁判所

## 令和7年(家)第78号

熊本県八代市鏡町下有佐792番地6

申立人 谷口貴美子

本籍徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村255番地7、最後の住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村255番地7、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日推定令和6年12月31日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和32年3月20日、職業無職

被相続人 亡 勝山 尚子

徳島県阿南市富岡町玉塚21番地 里美ビル2階北側

相続財産清算人 弁護士 住吉 昭二

催告期間満了日 令和8年2月10日

徳島家庭裁判所牟岐出張所

## 令和7年(家)第102号

愛媛県今治市古谷甲384番地

申立人 越智由里香

本籍愛媛県西条市黒谷甲439番地、最後の住所愛媛県西条市黒谷甲439番地、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日令和6年12月30日、出生の場所愛媛県新居浜市、出生年月日昭和54年7月10日、職業無職

被相続人 亡 長井 謙

愛媛県伊予郡砥部町高尾田1118番地

相続財産清算人 司法書士 石木 光二

催告期間満了日 令和8年2月9日

松山家庭裁判所西条支部

## 令和7年(家)第1076号

高知市菜園場町1番21号

申立人 四国保証サービス株式会社

本籍高知県香南市野市町土居1510番地18、最後の住所高知県香南市野市町土居1510番地18、死亡の場所高知県香南市、死亡年月日令和6年8月19日、出生の場所高知県南国市、出生年月日昭和44年1月18日、職業美容院経営

被相続人 亡 永尾 智子

高知市本町5丁目2番17号 本町ビル3階近藤啓明法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 啓明

催告期間満了日 令和8年2月9日

高知家庭裁判所

## 令和7年(家)第2013号

福岡県久留米市城南町15番地3

申立人 久留米市長 原口 新五

本籍佐賀県鳥栖市田代本町1376番地4、最後の住所福岡県久留米市安武町住吉841番地2 安武団地1棟8号、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和6年10月21日頃から31日頃までの間、出生の場所佐賀県鳥栖市、出生年月日昭和41年1月9日、職業不明

被相続人 亡 中島さゆり

福岡県久留米市中央町37-20久留米中央町ビル(第28上野ビル) 5階三宅・小林総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 健彦

催告期間満了日 令和8年2月13日

福岡家庭裁判所久留米支部

## 令和7年(家)第3012号

長崎市矢上町6番1号

申立人 井手 满

本籍長崎県南島原市南有馬町戊146番地、最後の住所長崎県島原市南下川尻町8189番地2 島原保養院、死亡の場所長崎県島原市、死亡年月日令和6年11月28日、出生の場所長崎県南高来郡加津佐町、出生年月日昭和23年8月21日、職業無職

被相続人 亡 森崎ナツミ

長崎県島原市片町616番地1 1階森本綜合法律事務所島原事務所

相続財産清算人 弁護士 山下 雄一

催告期間満了日 令和8年2月27日

長崎家庭裁判所島原支部

## 令和7年(家)第3016号

長崎県長崎市豊洋台1丁目22-8

申立人 入江 健二

本籍長崎県諫早市幸町846番地、最後の住所長崎県雲仙市小浜町富津4155番地、死亡の場所長崎県雲仙市、死亡年月日令和5年1月11日、出生の場所長崎県南高来郡小浜町、出生年月日昭和35年9月1日、職業建設業

被相続人 亡 入江 英輔

長崎県雲仙市小浜町北本町14番地3 雲仙市小浜老人福祉センター2階 法テラス雲仙法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩本 輝尚

催告期間満了日 令和8年2月18日

長崎家庭裁判所島原支部

## 令和7年(家)第75号

大分県佐伯市春日町8番7号

申立人 米澤奈穂子

本籍大分県佐伯市向島2丁目19番、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所大分県大分市、死亡年月日令和6年12月16日、出生の場所大分県佐伯市、出生年月日昭和49年1月14日、職業会社員

被相続人 亡 米澤 寛史

大分県佐伯市長島町1丁目24番6号平和ビル2階

相続財産清算人 弁護士 廣瀬 和弘

催告期間満了日 令和8年2月9日

大分家庭裁判所佐伯支部

## 令和7年(家)第248号

鹿児島市城山町2番15号

申立人 坂口 松平

本籍鹿児島県熊毛郡中種子町納官401番地、最後の住所鹿児島市永吉1丁目11番1号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和7年5月9日、出生の場所鹿児島県熊毛郡中種子町、出生年月日昭和18年12月6日、職業無職

被相続人 亡 笹川 基行

事務所鹿児島市西田2丁目27番32号弁護士法人グレイス鹿児島事務所

相続財産清算人 弁護士 圓 真諒

催告期間満了日 令和8年2月9日

鹿児島家庭裁判所

## 令和7年(家)第17025号

沖縄県豊見城市字上田55番地13

申立人 安里 久子

本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平1390番地、最後の住所沖縄県島尻郡八重瀬町字当銘378番地1特別養護老人ホームときわ苑、死亡の場所沖縄県島尻郡八重瀬町、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所沖縄県島尻郡東風平村、出生年月日大正11年11月10日、職業無職

被相続人 亡 島添 ヨシ

沖縄県宜野湾市志真志4丁目2番2号富士建設ビル2-A

相続財産清算人 弁護士 山下 裕平

催告期間満了日 令和8年2月8日

那覇家庭裁判所

## 令和7年(家)第20055号

群馬県伊勢崎市上田町165番地1

申立人 尾内 紗代

本籍群馬県伊勢崎市田部井町1丁目1166番地6、最後の住所群馬県伊勢崎市上田町165番地1、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和3年11月4日、出生の場所群馬県佐波郡東村、出生年月日昭和21年2月26日、職業不動産業

被相続人 亡 尾内 久

群馬県前橋市石倉町5丁目9番16号 棟名ビル2階

相続財産清算人 上野 猛

催告期間満了日 令和8年1月30日

前橋家庭裁判所

## 令和7年(家)第114号

千葉県船橋市習志野台3丁目3番1リビオシティ船橋北習志野137号室

申立人 栗本 智子

本籍青森県八戸市大字十一日町31番地、最後の住所青森県十和田市大字三本木字並木西143番地8、死亡の場所青森県十和田市、死亡年月日令和6年5月6日、出生の場所青森県青森市、出生年月日昭和31年2月14日、職業無職

被相続人 亡 栗本 一彦

青森県十和田市西三番町1番42号NTT十和田ビル2階弁護士法人青空と大地

相続財産清算人 橋本 明広

催告期間満了日 令和8年2月2日

青森家庭裁判所十和田支部

**令和7年（家）第277号**  
茨城県日立市幸町1丁目17番1号  
申立人 社会福祉法人日立市社会福祉協議会  
本籍茨城県常陸太田市谷河原町2182番地、最後の住所茨城県日立市弁天町2丁目21番18号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所茨城県常陸太田市、出生年月日昭和19年1月14日、職業無職  
被相続人 亡 鈴木 登子  
茨城県日立市神峰町1-2-15 甲南ビル2階近藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 近藤 譲之  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
水戸家庭裁判所日立支部  
**令和7年（家）第6017号**  
群馬県前橋市石倉町5-13-7 こだいら法律事務所  
申立人 古平 弘樹  
本籍群馬県桐生市末広町1805番地、最後の住所群馬県桐生市末広町5番16号、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日令和5年12月10日、出生の場所群馬県利根郡片品村、出生年月日昭和17年2月15日、職業会社役員  
被相続人 亡 山崎ヒデ子  
事務所群馬県太田市飯田町1258-1 太田丸の内ビル5階 吉田法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉田 聰  
催告期間満了日 令和8年2月1日  
前橋家庭裁判所桐生支部  
**令和7年（家）第6038号**  
群馬県太田市西長岡町728番地  
申立人 特定非営利活動法人ほほえみの会  
本籍群馬県桐生市広沢町2丁目3165番地101、最後の住所群馬県桐生市広沢町2丁目3165番地の101、死亡の場所群馬県桐生市、死亡年月日令和7年2月5日、出生の場所群馬県桐生市、出生年月日昭和33年2月28日、職業無職  
被相続人 亡 今井 和子  
事務所群馬県太田市浜町12番1 三光ビル301号室  
相続財産清算人 司法書士 萩野 裕司  
催告期間満了日 令和8年2月1日  
前橋家庭裁判所桐生支部  
**令和7年（家）第454号**  
大阪市北区梅田3丁目3番5号  
申立人 大和ハウス工業株式会社

本籍東京都荒川区西尾久3丁目1353番地、最後の住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3丁目13番地4、死亡の場所埼玉県北葛飾郡松伏町、死亡年月日令和4年2月22日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和34年9月21日、職業不明  
被相続人 亡 霜 よし江  
事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階弁護士法人江原総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 石川 麗子  
催告期間満了日 令和8年2月13日  
さいたま家庭裁判所越谷支部  
**令和7年（家）第20033号**  
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号  
申立人 国  
本籍千葉県市川市大洲1丁目3867番地、最後の住所千葉県君津市東猪原248番地2サニーライフ君津、死亡の場所千葉県君津市、死亡年月日令和2年12月4日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和28年5月31日、職業無職  
被相続人 亡 西川 進  
事務所千葉県木更津市大和1丁目1番1号おおつビル4階 ブルメリア国際法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫  
催告期間満了日 令和8年2月12日  
千葉家庭裁判所木更津支部  
**令和7年（家）第153号**  
東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館3階 木村司法書士事務所  
申立人 木村 信彦  
本籍千葉県館山市館山118番地、最後の住所千葉県館山市館山118番地、死亡の場所千葉県館山市、死亡年月日令和5年10月20日、出生の場所長野県更級郡塙崎村、出生年月日大正13年2月12日、職業無職  
被相続人 亡 石井 道子  
東京都千代田区有楽町2丁目10番1号 東京交通会館3階 木村司法書士事務所  
相続財産清算人 司法書士 木村 信彦  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
千葉家庭裁判所館山支部  
**令和7年（家）第257号**  
千葉市中央区千葉港1番2号  
申立人 株式会社千葉銀行

本籍千葉県鴨川市浜荻1391番地、最後の住所千葉県鴨川市浜荻1391番地、死亡の場所千葉県鴨川市、死亡年月日令和6年9月13日、出生の場所千葉県安房郡鴨川町、出生年月日昭和45年11月2日、職業会社役員  
被相続人 亡 北浦 克己  
千葉市中央区中央3-8-7 中央スカイビル8階 藤代法律事務所  
相続財産清算人 藤代 浩則  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
千葉家庭裁判所館山支部  
**令和7年（家）第8040号**  
宮城県柴田郡大河原町字西桜町24番地12  
申立人 小山 礼子  
本籍静岡県三島市谷田1601番地43、最後の住所静岡県三島市谷田162番地の2エスコーポB-102、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和5年8月25日、出生の場所宮城県玉造郡岩出山町、出生年月日昭和20年9月27日、職業不明  
被相続人 亡 牛坂 穂  
静岡県沼津市市場町7番1号相良法律事務所  
相続財産清算人 相良 優太  
催告期間満了日 令和8年2月28日  
静岡家庭裁判所沼津支部  
**令和7年（家）第8067号**  
東京都練馬区豊玉上2丁目2番8号  
申立人 コープフェニックス管理組合  
本籍静岡県沼津市市場町11番地29、最後の住所静岡県沼津市岡宮1302番地の3 はーとらいふ沼津、死亡の場所静岡県沼津市、死亡年月日令和7年4月23日、出生の場所静岡県沼津市、出生年月日昭和31年1月5日、職業無職  
被相続人 亡 加藤傳一郎  
静岡県沼津市三園町1番10号 福地・杉山法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 芝原 浩一  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
静岡家庭裁判所沼津支部  
**令和7年（家）第30121号**  
岡山市北区春日町5番6号  
申立人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所  
本籍岡山県備前市伊部1481番地、最後の住所岡山県岡山市南区新福1丁目16番15号グリーンハイツ新福E-101、死亡の場所岡山県岡

山市北区、死亡年月日令和6年4月5日、出生の場所岡山県和気郡備前町、出生年月日昭和30年9月2日、職業無職  
被相続人 亡 大橋 達也  
事務所岡山市北区春日町5番6号  
相続財産清算人 弁護士法人岡山パブリック法律事務所  
催告期間満了日 令和8年2月3日  
岡山家庭裁判所

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和6年（家）第4473号**  
東京都江戸川区平井1丁目12番8号  
申立人 鯨井 正一  
本籍東京都江戸川区平井1丁目95番地、最後の住所不明  
不在者 田村 濱吉  
昭和4年1月10日生  
届出期間満了日 令和7年10月24日  
東京家庭裁判所  
**令和6年（家）第9579号**  
神奈川県横須賀市長井3丁目12番25号  
申立人 伊藤 郁子  
本籍神奈川県横須賀市田浦町2丁目57番地、最後の住所アメリカ合衆国アラバマ州リードスポーツックス996ルート5  
不在者 田面 禮子  
昭和2年3月31日生  
届出期間満了日 令和7年10月24日  
東京家庭裁判所  
**令和7年（家）第4803号**  
神奈川県横浜市南区大岡3-7-3  
申立人 楠本登美子  
本籍神奈川県横浜市鶴見区矢向2丁目895番地、最後の住所不明  
不在者 荒井 増藏  
明治43年11月29日生  
届出期間満了日 令和7年10月31日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第5065号**  
新潟県柏崎市大字下田尻1301番地16  
申立人 吉川まゆみ  
本籍新潟県長岡市神谷760番地、最後の住所  
新潟県三島郡越路町大字神谷760番地  
不在者 小林 チヨ  
昭和22年12月17日生  
届出期間満了日 令和7年10月31日  
新潟家庭裁判所長岡支部

**失踪宣告**

**令和6年(家)第135号**  
本籍北海道虻田郡俱知安町字富士見321番地、  
最後の住所北海道虻田郡俱知安町南二線西38  
番地  
不在者 川畑 ヒサ  
昭和3年9月6日生  
令和7年6月21日失踪宣告審判確定  
札幌家庭裁判所岩内支部裁判所書記官

**令和6年(家)第205号**  
本籍福島県福島市北沢又字樋越北1番地33、  
最後の住所福島市北沢又字樋越北1番地の33  
不在者 菅野 福男  
昭和32年12月11日生  
令和7年5月28日失踪宣告審判確定  
福島家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第96号**  
本籍埼玉県春日部市藤塚1845番地2、最後の  
住所栃木県那須塩原市三区町633番地29  
ガーデンハイツC101  
不在者 菊沼 公代  
昭和30年7月29日生  
令和7年6月25日失踪宣告審判確定  
宇都宮家庭裁判所大田原支部裁判所書記官

**令和6年(家)第7572号**  
本籍東京都豊島区巣鴨4丁目9番地、最後の  
住所東京都豊島区巣鴨4丁目33番1号ハイム  
イイダ301号  
不在者 飯田 知幸  
昭和50年9月20日生  
令和7年6月27日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第7907号**  
本籍静岡県裾野市茶畑679番地、最後の住所  
不明  
不在者 峰川 肇  
大正15年5月16日生  
令和7年6月27日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1490号**  
本籍千葉県鴨川市北小町303番地、最後の住  
所東京都府中市南町4丁目40番地の1  
不在者 春木 健  
大正14年7月11日生  
令和7年6月26日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

**令和6年(家)第3005号**  
本籍神奈川県横浜市港南区上大岡西2丁目  
441番地、最後の住所神奈川県横浜市港南区  
港南4丁目12番37-104号  
不在者 白田 照雄  
昭和29年12月22日生  
令和7年6月26日失踪宣告審判確定  
横浜家庭裁判所裁判所書記官

**令和7年(家)第10号**  
本籍三重県多気郡多気町大字河田、最後の住  
所三重県多気郡相可町大字河田44番屋敷  
不在者 奥田 鹿松  
嘉永4年4月8日生  
令和7年6月27日失踪宣告審判確定  
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

**令和7年(家)第11号**  
本籍三重県多気郡多気町大字河田、最後の住  
所三重県多気郡相可町大字河田44番屋敷  
不在者 奥田覺之助  
明治9年1月24日生  
令和7年6月27日失踪宣告審判確定  
津家庭裁判所松阪支部裁判所書記官

**令和6年(家)第4074号**  
本籍石川県七尾市祖浜町イ部13番地、最後の  
住所大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目5番  
23号 釜ヶ崎解放会館  
不在者 中西 清三  
昭和7年3月16日生  
令和7年6月26日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第4087号**  
本籍広島県尾道市土堂1丁目310番地、最後  
の住所朝鮮京城府中区大和町2丁目35番地  
不在者 吉原 勝昭  
昭和19年12月16日生  
令和7年6月26日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

### 令和7年(ヘ)第1号

岡山市北区駅前町1丁目1番11号  
申立人 水内 孝子  
権利の届出の終期 令和7年6月17日  
令和7年6月19日 岡山簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 岡山市北区寿町15番3  
宅地 156.66平方メートル  
(2)登記年月日番号 岡山地方法務局岡山西出張所  
昭和8年5月22日受付第7672号

(3)登記した権利の内容  
登記の目的 土地上権設定  
原因 昭和8年5月22日設定  
存続期間 契約の日より昭和18年2月末日迄  
地代 無償  
地上権者 岡山市東中山下59番地  
有限責任岡山第三住宅組合

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び  
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

### 令和7年(フ)第193号

千葉県四街道市大日2214-33  
債務者 株式会社防水屋SH  
代表者代表取締役 堀川 里美  
1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 塩野 大介  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1  
時30分

千葉地方裁判所佐倉支部

### 令和7年(フ)第751号

仙台市太白区山田本町1番地の20  
債務者 有限会社菅井砂利店  
代表者代表取締役 松浦 正輝

1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 光安 理絵  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年10月17日午後1  
時45分

仙台地方裁判所第4民事部破産係

### 令和7年(フ)第190号

千葉県佐倉市高崎8番地  
債務者 有限会社高安組  
代表者取締役 高安 昌一  
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 下山 修司  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10  
時

千葉地方裁判所佐倉支部

### 令和7年(フ)第548号

千葉県鎌ヶ谷市東道野辺3丁目8番27号  
債務者 株式会社B.B GARAGE  
代表者代表取締役 松本 規男  
1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 長浜 有平  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後1  
時10分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

### 令和7年(フ)第553号

千葉県野田市関宿台町2664番地  
債務者 株式会社K・クールm i y a t a  
代表者代表取締役 宮田 幸夫  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐藤 悠里  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前10  
時40分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第554号 千葉県松戸市常盤平1丁目2番地の11ルネス常盤平305 債務者 株式会社One 代表者代表取締役 染谷 翔 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 保田 優木 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時10分 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年(フ)第172号 群馬県伊勢崎市日乃出町17番地 債務者 有限会社山崎新聞店 代表者代表取締役 山崎 俊彦 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石井匠太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午後2時30分 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第215号 佐賀県小城市芦刈町三王崎280番地15 債務者 有限会社辻製作所 代表者代表取締役 辻 吉武 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 潤一 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時20分 佐賀地方裁判所民事部破産係	4 破産債権の届出期間 令和7年9月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前10時30分 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第141号 山梨県甲府市大手1丁目2番3号 債務者 株式会社三枝 代表者代表取締役 三枝 弘和 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 健一 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前11時 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第198号 岡山県笠岡市五番町5番地1 債務者 有限会社クローバー薬局 代表者取締役 朝倉 啓介 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 勝志 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第219号 佐賀市川副町大字西古賀23番地6 債務者 株式会社ノグチ 代表者代表取締役 野口 琢磨 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 櫻田 康則 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後3時 佐賀地方裁判所民事部破産係	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第116号 長野県千曲市大字森648番地4 債務者 有限会社エム企画 代表者代表取締役 菊崎 正男 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 勝巳 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時 長野地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第199号 岡山県笠岡市五番町5番地1 債務者 有限会社エクスプローラー 代表者取締役 朝倉 啓介 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 勝志 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第360号 愛知県安城市和泉町庄司作4番地17 債務者 株式会社イナガキダイム 代表者代表取締役 稲垣 幸次 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増田乾太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後2時10分 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市中区栄3丁目2番3号 名古屋日興證券ビル4階 債務者 株式会社スバース 代表者代表取締役 亀井 康一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山谷奈津子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1393号 愛知県東海市横須賀町天宝新田14番地の1 債務者 株式会社安東興業 代表者代表取締役 安東 謙 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 秀明 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第128号 埼玉県三郷市半田177番地8 債務者 有限会社エヌケイエンタープライズ 代表者仮取締役 配島 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 廣部 俊介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後2時 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	令和7年(フ)第178号 三重県三重郡菰野町大字竹成字北追上286番5 債務者 有限会社ジンライン 代表者取締役 西浦 正仁 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 広志 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時50分 名古屋地方裁判所民事第2部	名古屋市中区栄3丁目2番3号 名古屋日興證券ビル4階 債務者 株式会社アサンテ 代表者代表取締役 亀井 康一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山谷奈津子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後2時50分 名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第150号

沖縄県那覇市首里山川町3丁目53番地  
債務者 株式会社UNITED  
代表者代表取締役 高橋 麻美

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 光彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前10時45分  
那覇地方裁判所民事第3部

## 令和7年(フ)第1215号

札幌市豊平区平岸3条18丁目4番10-401号  
債務者 株式会社クリエイト・アクト  
代表者代表取締役 伊藤 孝浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木葉 文子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時15分  
札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第2618号

大阪府守口市大日東町39番19号  
債務者 トップハウス株式会社  
代表者代表取締役 西垣 敏貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 戸田 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第2880号

大阪市生野区勝山北5丁目10番18号  
債務者 エバーハイテック株式会社  
代表者代表取締役 森元 章

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福本 曜弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第3294号

兵庫県尼崎市浜田町3丁目79番地の5  
債務者 株式会社シェルム  
代表者代表取締役 舛田 博之

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

## 3 破産管財人 弁護士 中尾 太郎

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第136号

沖縄県那覇市首里汀良町1丁目18番地

債務者 有限会社ウエルネス沖縄  
代表者取締役 仲宗根宗一

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 喜多 自然
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午前10時30分  
那覇地方裁判所民事第3部

## 令和7年(フ)第419号

栃木県宇都宮市下荒針町3453番地5

債務者 合同会社よろずや福ちゃん  
代表者代表社員 福田雄一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小島 文恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月3日午後1時40分  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第165号

群馬県高崎市足門町1729番地、商業登記簿上の本店所在地群馬県前橋市下小出町2丁目33番地1モンテ・ローザ106号室

債務者 株式会社鈴木組(旧商号株式会社WEDGE)

代表者代表取締役 鈴木 将哉

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上原 光太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時  
前橋地方裁判所高崎支部

## 令和7年(フ)第565号

堺市堺区南花田口町1丁3番6号照和ビル1階

債務者 株式会社IMADA FACTORY  
代表者代表取締役 今田 一暁

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西河 英士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11時  
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第417号

栃木県下野市文教2丁目2番地2

債務者 MK株式会社

代表者代表取締役 森田 雅人

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊田 穀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前10時40分  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第88号

青森県弘前市大字桔梗野4丁目9番地2

債務者 有限会社STCファシリティーズ

代表者取締役 佐藤 謙

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金田健一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時45分  
青森地方裁判所弘前支部

## 令和7年(フ)第612号

大阪府大阪狭山市半田2丁目314番地の1

債務者 株式会社P&A

代表者代表取締役 竹田 翔

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 沢田 篤志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時  
大阪地方裁判所堺支部破産係

## 令和7年(フ)第44号

岩手県奥州市江刺玉里字稻荷崎113番地

債務者 合同会社フローラ・サクラサワ

代表者代表社員 平野 敏弘

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神木 篤
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時30分  
盛岡地方裁判所水沢支部

## 令和7年(フ)第349号

埼玉県入間郡三芳町大字北永井375番地6

債務者 ケアフェイス株式会社

代表者代表取締役 谷崎 愛子

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

## 3 破産管財人 弁護士 村山 志穂

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1時20分  
さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(フ)第50号

富山市音羽町2丁目2番1号

債務者 有限会社クリーンアップ

代表者取締役 山口 守

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 秀幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前10時  
富山地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第90号

富山市布目1555番地の9

債務者 有限会社ユコス興産

代表者取締役 川邊 良司

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂木 寿和
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後3時  
富山地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第434号

栃木県下野市中川島181番地

債務者 株式会社マキル

代表者代表取締役 手塚 優

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後5時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午前11時30分  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第107号

青森県三戸郡田子町大字田子字風張4番地13

債務者 有限会社マルブン

代表者取締役 近藤 静子

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時
- 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 秀隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午前10時  
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第356号 静岡県藤枝市下之郷869-1 債務者 株式会社アカアトレーディングス 代表者代表取締役 佐藤幸二郎 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 萌樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時10分 静岡地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小谷 隆幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時50分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第1088号 さいたま市南区南浦和2丁目35番1号 債務者 有限会社西野水産 代表者取締役 西野 真二 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水口 匠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午後2時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安永 佳代 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第363号 北九州市八幡東区春の町5丁目8番4号 債務者 有限会社富田薬局 代表者代表取締役 富田 大輔 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米倉 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月26日午後2時 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 芳浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後2時 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第800号 京都市下京区朱雀分木町25番地5 債務者 株式会社シュン 代表者代表取締役 柴田 吉雄 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今尾 元彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒川 武志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時50分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2769号 大阪市西区江戸堀1丁目14番1号平和相互肥後橋ビル605 債務者 株式会社大同 代表者代表清算人 吉岡 大敬 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田 智仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 智裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前11時 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第484号 兵庫県三田市高次1丁目10番23号 債務者 株式会社コーディアルホーム 代表者代表取締役 中井佐由理 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 判治 裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時30分 神戸地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水野 好香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2957号 大阪市東淀川区大桐1丁目7番31-401号 債務者 有限会社昭栄企画 代表者取締役 葛西 直貴 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井村 勝也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 湯坐麻里子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後2時30分 大津地方裁判所長浜支部破産係	令和7年(フ)第1514号 名古屋市港区小碓2丁目362番地 債務者 宝通商株式会社 代表者代表取締役 山崎 俊之 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 工藤 大基 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中根 紀裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第3044号 大阪府寝屋川市葛原2丁目14番9号 債務者 三幸運送株式会社 代表者代表取締役 松永 浩志	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土生 康晴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和7年(フ)第348号 相模原市南区新磯野102番地 債務者 株式会社TMR 代表者代表取締役 井上 義仁	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 宏昭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第2911号 大阪府守口市佐太中町2丁目10番7号 債務者 共栄工業株式会社 代表者代表取締役 栗山 朗 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 根岸 治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五十嵐広明 4 破産債権の届出期間 令和7年9月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午前11時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 敬一 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第22号 山形県新庄市大字昭和813番地1 債務者 株式会社よこと農場 代表者代表取締役 横戸 勤 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青柳 紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後1時30分 山形地方裁判所新庄支部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 要治 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 新潟地方裁判所新発田支部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第2955号 大阪府吹田市南清和園町7番3号 債務者 イー.アイ.シーアドバンス株式会社 代表者代表取締役 田中 二郎 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 増山 健 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 要治 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	
令和6年(フ) 第651号 大阪府貝塚市二色2丁目5番3-708号 債務者 有限会社診療印刷 代表者取締役 林 敬一 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午後2時 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月25日午後1時10分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月25日午後1時10分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ) 第2889号 大阪市生野区生野東4丁目8番19号 エターナルステージ 205号、事業所所在地大阪市生野区林寺2-3-1 ルミエール阪越2階 債務者 かなうみ歯科医院こと金珉浩こと 金海 浩 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 胡 健介 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 胡 健介 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月22日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月9日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。				
令和7年(フ) 第72号 新潟県胎内市鍊江300番地 債務者 坂上 忠市				



<b>令和7年(フ)第2599号</b>	大阪府池田市畠3丁目5番23-202号 債務者 具志堅興平 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分
<b>令和7年(フ)第2864号</b>	大阪地方裁判所第6民事部 大阪府吹田市泉町2丁目34番1号(102) 債務者 千田加奈子 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分
<b>令和7年(フ)第2929号</b>	大阪地方裁判所第6民事部 大阪市東住吉区住道矢田4丁目15番5号、前住所大阪府和泉市内田町3丁目11番16-208号 債務者 大倉 龍一 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月10日午後1時30分
<b>令和7年(フ)第379号</b>	大阪地方裁判所第6民事部 静岡市葵区羽鳥2丁目6番14号 ルーラル杉山Ⅲ202号 債務者 大場 康功 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後1時30分	
静岡地方裁判所民事第2部	
<b>令和7年(フ)第4593号</b>	東京都葛飾区小菅1丁目35-1、最後の住民票上の住所東京都府中市四谷3丁目33-22-203 債務者 吉村 拓真 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第4655号</b>	東京都大田区北糀谷1丁目13-9 かつば給食2F 債務者 石井 翔平 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第4706号</b>	東京都荒川区西尾久1丁目11-13-102 債務者 本多 和彦 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部	

<b>破産手続終結</b>
<b>令和5年(フ)第449号</b>
千葉県柏市宿連寺224番地37 サンロイヤルカナイ101号、前住所千葉県野田市西三ヶ尾172番地 破産者 森川 幸子 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
<b>令和6年(フ)第243号</b>
千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2丁目15番14号 破産者 有限会社旭工業 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
<b>令和4年(フ)第3652号</b>
大阪市住吉区清水丘2-33-8 住吉清水丘シティタワー1003、開始決定時大阪市住之江区新北島5丁目2番59-905号(住民票上の住所:大阪市住之江区安立4丁目18番27号) 破産者 森中 賢樹(開始決定時の氏名辻賢樹(旧姓森中)) 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第117号</b>
岡山県笠岡市入江154番地の1 破産者 株式会社渡辺定温運輸 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
<b>令和6年(フ)第3号</b>
福岡県久留米市善導寺町飯田503-3 破産者 有限会社ヘルパーステーション・友
福岡地方裁判所久留米支部
<b>令和6年(フ)第44号</b>
三重県桑名市西正和台4丁目9番地11、前住所三重県四日市市伊坂台2丁目16番地 破産者 富永 裕介 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係
<b>令和6年(フ)第165号</b>
三重県四日市市富田2丁目7番20号 破産者 合同会社ウイル 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係
<b>令和6年(フ)第166号</b>
三重県四日市市大字羽津戊757番地43、申立時の住所三重県四日市市別名1丁目16番17号 破産者 日沖 早希(開始決定時の姓堀田) 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係
<b>令和4年(フ)第408号</b>
大阪府交野市倉治9丁目2644番地の3、旧本店大阪府門真市四宮6丁目2-17(旧表示大阪府門真市大字下馬伏63番地の4) 破産者 森下運輸株式会社 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

<p><b>令和4年(フ)第410号</b> 大阪府守口市藤田町6丁目4番10号、開始決定時大阪府交野市妙見東3丁目13番13号 破産者 塚田 孝夫 1 決定年月日 令和7年7月11日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部 <b>破産手續終結及び免責許可決定</b></p> <p><b>令和6年(フ)第448号</b> 大阪府岸和田市天神山町1丁目3番9-103号、前住所大阪府岸和田市土生町7丁目11番3-502号 破産者 砂金 秀光 1 決定年月日 令和7年7月7日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係</p> <p><b>令和6年(フ)第500号</b> 北九州市若松区小敷ひびきの2丁目17番1-301号、前住所大阪府箕面市小野原西6丁目15番24-305号 破産者 伊藤 理彩 1 決定年月日 令和7年7月8日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第534号</b> 熊本県合志市須屋2745番地55 破産者 砂場かおる 1 決定年月日 令和7年7月9日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係</p>	<p><b>令和6年(フ)第163号</b> 茨城県牛久市田宮2丁目40番地7(キャッスルタリイ式番館201)、開始決定時の住所茨城県牛久市田宮2丁目62番地1(コルサム牛久205) 破産者 古屋 智之 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係</p> <p><b>令和4年(フ)第329号</b> 沖縄県宜野湾市嘉数4丁目25番16号カーサSK201、開始決定時の住民票上の住所静岡県熱海市田原本町9番1号 热海第一ビル516 破産者 内山 忠 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係</p> <p><b>令和6年(フ)第73号</b> 静岡県富士市鈴川東町12番19号 破産者 松岡 速人 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部</p> <p><b>令和6年(フ)第1415号</b> 岐阜市金園町4丁目21 エムテック金園町ビル603号、住民票上の住所愛知県半田市桐ヶ丘5丁目104番地の10 破産者 杉浦 一幸 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	<p><b>令和6年(フ)第3426号</b> 大阪府交野市神宮寺1丁目41番5号、開始決定時大阪府枚方市田口山3丁目45番9号 破産者 村林 旭 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p><b>令和6年(フ)第120号</b> 広島県福山市伊勢丘8丁目15番8号、開始決定時の住所岡山県笠岡市入江154-1 破産者 渡邊 邦彦 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> <p><b>令和6年(フ)第198号</b> 岡山県倉敷市粒江1170番地 破産者 鈴木 秀紀 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所倉敷支部破産係</p> <p><b>令和6年(フ)第215号</b> 沖縄県中頭郡北中城村字ライカム470番地カーサアリエッタ205 破産者 降幡 健二 1 決定年月日 令和7年7月10日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任务終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所沖縄支部破産係</p> <p><b>令和5年(フ)第1261号</b> 大阪府豊中市上新田1-19-1-605、開始決定時大阪府吹田市古江台3丁目10番31-209号 破産者 木川 洋</p>
--	--	--

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

令和7年(フ)第291号

北九州市八幡西区陣原3丁目2番34-802号、前住所北九州市八幡西区三ツ頭1丁目9番23号

破産者 飛田 紗

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月26日午前10時  
令和7年7月9日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第172号

大阪府和泉市平井町322番地の1

破産者 藤原高速運輸株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月10日午後2時  
令和7年7月8日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第173号

大阪府和泉市府中町3丁目16-24 グランヴィラ・K202、破産手続開始決定時の住所

大阪府和泉市青葉台2丁目24番18号

破産者 藤原 伸吉

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月5日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月10日午後2時  
令和7年7月8日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第140号

大阪府大阪狭山市今熊7丁目189番地の1-B-508号室

破産者 一色 隆男

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月6日午後1時30分  
令和7年7月8日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和3年(フ)第22号

最後の住所 岐阜県高山市名田町5丁目23番地

破産者 亡角島正高相続財産

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月22日午後1時30分  
令和7年7月11日

岐阜地方裁判所高山支部破産係

**令和6年(フ)第2893号**

名古屋市中村区佐古前町7番8号、開始決定時の住所名古屋市守山区川西1丁目1208番地  
アネックス柏寿302号

破産者 天井 正

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月21日午前10時30分  
令和7年7月10日

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3号**

奈良県五條市二見4丁目3番61号

破産者 伸山 重治

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年8月29日午後1時30分  
令和7年7月10日 奈良地方裁判所五條支部

**令和7年(フ)第28号**

広島市東区矢賀新町4丁目2番27号

破産者 株式会社エル

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月3日午前11時30分  
令和7年7月11日

広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第52号**

鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4550番地2光荘5号、開始決定時の住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4544番地104号

破産者 今藤 葉月

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月16日午前10時30分  
令和7年7月8日

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和6年(フ)第304号**

熊本県上益城郡益城町大字広崎556番地9

テルコーポ広崎A号室

破産者 佐藤 優輝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月24日午後1時30分  
令和7年7月9日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第655号**

熊本市東区東町4丁目16番1-503号

破産者 田邊 博喜

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月7日午後2時30分  
令和7年7月11日

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和6年(フ)第1221号**

京都府城陽市寺田北山田24番地の1 ラボート城陽306号

破産者 藤本 哲平

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後3時  
令和7年7月11日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和6年(フ)第1444号**

大阪府吹田市五月が丘北2番52-207号、開始決定時大阪府豊中市玉井町3丁目7番15-203号

破産者 西倉 鴻士

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月23日午後1時30分  
令和7年7月10日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和5年(フ)第303号**

佐賀県佐賀市金立町大字千布4073番地11 B O S C O 高木瀬東207、前住所佐賀市高木瀬町大字東高木223番地8 サーバス夢咲公園301号

破産者 藤原精一朗

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月2日午前11時  
令和7年7月11日

佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第9号**

岡山市北区大供2丁目13番21号 大供マンション303号室

破産者 大森 蓮

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月22日午前10時50分  
令和7年7月10日

岡山地方裁判所第3民事部

**破産管財人変更**

令和6年(フ)第5719号

大阪市北区豊崎1丁目8番11号

破産者 F K 株式会社

破産管財人 三塙晋一郎が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。

新破産管財人 弁護士 鳴田 俊介

令和7年6月26日

大阪地方裁判所第6民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年(フ)第125号

宮崎市広島2丁目12番16号 Bonhille

駅前503号

破産者 高田 洋子

異議申述期間 令和7年8月22日まで

令和7年7月11日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第137号

宮崎市大字田吉1301番地9

破産者 押川 訓子

異議申述期間 令和7年8月22日まで

令和7年7月11日 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第116号

千葉県四街道市大日9番地35

破産者 小出奈穂美

異議申述期間 令和7年9月3日まで

令和7年7月9日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第59号

千葉県四街道市みそら4丁目24番11号、前住所千葉市稻毛区山王町293番地16

破産者 年永 拓矢

異議申述期間 令和7年9月4日まで

令和7年7月10日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年(フ)第304号

大阪市中央区谷町5丁目3番19号

破産者 カズワ商事株式会社

異議申述期間 令和7年9月4日まで

令和7年7月10日

大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第305号</b> 大阪市天王寺区南河堀町3番16号 グレース 南河堀302号 破産者 佐伯 征彦 異議申述期間 令和7年9月4日まで 令和7年7月10日 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第3320号</b> 大阪市中央区高麗橋2丁目4番6号大拓ビル 603号 破産者 有限会社畠田 異議申述期間 令和7年9月5日まで 令和7年7月11日 大阪地方裁判所第6民事部
<b>免責許可申立てに関する意見 申述期間</b>
<b>令和7年(フ)第508号</b> 東京都北区豊島7丁目15-3-305 破産者 本間 将 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年7月10日 東京地方裁判所民事第20部
<b>特別清算開始</b>

<b>令和7年(ヒ)第3023号</b> 大阪府泉佐野市南中樺井672番地1 清算株式会社 佐野第一交通株式会社 代表清算人 磯本 博之
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算終結**

<b>令和7年(ヒ)第3011号</b> 大阪市中央区北浜1丁目1番9号 清算株式会社 北浜インベストメント株式会社
1 決定年月日 令和7年7月8日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算協定認可**

<b>令和7年(ヒ)第1号</b> 神奈川県座間市相模が丘1丁目40番15号 清算株式会社 株式会社ぴーぷる 代表清算人 大澤 敏男
---

<b>第2 権利の変更及び弁済方法</b>	<b>決議に付する決定及び債権者集会招集</b>
1 <b>弁済</b> 会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から1か月以内に、会社の財産から租税債権、清算費用等を控除した後の残額を、各協定債権の元本に応じて按分した額を弁済する。なお、1円未満の端数は切り捨てる。	<b>令和6年(再)第2号</b> 福岡市博多区綱場町6番15号 再生債務者 株式会社S C ホールディングス
2 <b>債務の免除</b> 会社は、上記1の弁済実行時に、協定債権のうち上記1の弁済額を控除した残額すべてにつき（利息及び遅延損害金、不履行による損害賠償及び違約金並びに清算手続参加の費用等を含み、これに限られない。）、全額の債務免除を受ける。	1 決議に付する再生計画案 再生債務者提出の令和7年4月30日付け（令和7年6月18日修正）再生計画案
3 <b>追加弁済</b> 上記1の弁済実行後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。	2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
4 <b>本協定に基づく清算株式会社の各協定債権者に対する弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は各協定債権者の負担とする。</b> (別表省略)	3 債権者集会 (1) 期日 令和7年10月3日午後3時 (2) 会議の目的 再生計画案の決議
以上	4 書面投票期間 令和7年9月24日まで
<b>令和7年(ヒ)第3号</b> 静岡県浜松市中央区高林3丁目7番39号 清算株式会社 株式会社杉商 代表清算人 杉浦 利栄	5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年9月17日 令和7年7月4日
1 決定年月日 令和7年7月8日	福岡地方裁判所第4民事部
2 主文 次の協定を認可する。 <b>協定</b>	<b>令和6年(再)第3号</b> 福岡市博多区綱場町6番15号 再生債務者 株式会社個別指導塾スタンダード
第1 通則	1 決議に付する再生計画案 再生債務者提出の令和7年4月30日付け再生計画案
1 協定債権の定義 協定債権とは、会社法第515条第3項に定める債権をいう。	2 議決権行使の方法 債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
2 弁済方法 協定債権に対する弁済は、協定債権者が別途指定する口座に振り込んで支払う方法により行う。振込手数料は清算株式会社（以下、「会社」という。）の負担とする。	3 債権者集会 (1) 期日 令和7年10月3日午後4時 (2) 会議の目的 再生計画案の決議
以上	4 書面投票期間 令和7年9月24日まで
<b>静岡地方裁判所浜松支部民事部 再生手続開始</b>	5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年9月17日 令和7年7月4日
<b>令和7年(再)第22号</b> 千葉県千葉市中央区鶴沢町20番16号 再生債務者 株式会社トランナ	福岡地方裁判所第4民事部 <b>小規模個人再生による再生手続開始</b>
1 決定年月日時 令和7年7月7日午前11時30分	<b>令和7年(再イ)第31号</b> 千葉県印西市東の原1丁目6番地16 再生債務者 吹野 宏行
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月4日午後4時
3 再生債務の届出期間 令和7年8月5日まで	2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
4 再生債務の一般調査期間 令和7年9月9日から令和7年9月16日まで	3 再生債務の届出期間 令和7年7月25日まで
東京地方裁判所民事第20部	4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月22日まで
	千葉地方裁判所佐倉支部

**令和6年(再イ)第43号**

千葉県白井市桜台2丁目17番3棟403号  
再生債務者 久松 良輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月7日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月28日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月25日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第32号**

千葉県佐倉市西志津6丁目8番13号  
再生債務者 氏家 僕

- 1 決定年月日時 令和7年7月8日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月26日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第55号**

愛知県岡崎市真伝2丁目7番地11 モンテベルデ 201  
再生債務者 小寺 誠

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月6日から令和7年8月13日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第15号**

兵庫県伊丹市大鹿4丁目41番地 ウインステージ大鹿205号  
再生債務者 田中 直毅

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月30日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係

**令和7年(再イ)第20号**

秋田市桜台3丁目15番8号  
再生債務者 寺山 登

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月22日まで

秋田地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第114号**

千葉県市川市大野町2丁目106番地 (セジュール板橋I-102号)  
再生債務者 菅野 祥史

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第27号**

千葉県八街市八街に240番地27  
再生債務者 織田 誠

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年(再イ)第33号**

岐阜県瑞穂市別府908番地1 コーポみらい501号、(前住所) 埼玉県越谷市蒲生3丁目3番43号 光耀館越谷312号  
再生債務者 田中 雄登

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

岐阜地方裁判所

**令和7年(再イ)第31号**

静岡市駿河区小鹿1丁目2番1-201号  
再生債務者 花島 智伸

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月21日まで

静岡地方裁判所民事第2部

**令和6年(再イ)第369号**

名古屋市中川区西日置町10丁目301番地 C anal East 801号 (従前の住所) 名古屋市守山区八反10番36号 クレフラストひょうたん山103号  
再生債務者 上村こと 上村 和也

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第45号**

愛知県岡崎市大門2丁目12番地26  
再生債務者 長友 諭

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年7月31日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月7日から令和7年8月21日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第8号**

北海道夕張郡由仁町馬追143番地 伏古団地M棟2-M-7  
再生債務者 新関 仁

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(再イ)第9号**

北海道岩見沢市北三条西16丁目4番5号  
再生債務者 八巻与志一

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

**令和7年(再イ)第113号**

千葉県船橋市印内2丁目5番5-110号  
再生債務者 小林 尚大

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後0時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月29日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第64号**  
千葉県柏市大室1208番地4 メゾンプラン  
ドール204号  
再生債務者 黒田日出雄  
1 決定年月日時 令和7年7月4日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月22日まで  
千葉地方裁判所松戸支部民事部  
**令和7年(再イ)第22号**  
神奈川県足柄上郡山北町山北931番地22  
再生債務者 福住 亮尚  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月15日から令和7年8月22日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係  
**令和7年(再イ)第25号**  
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1294番地3 西部ハイツ高田駅201号  
再生債務者 内野 要  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月5日まで  
長崎地方裁判所民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第26号**  
長崎県長崎市深堀町1丁目85番地10  
再生債務者 石井 敏正  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月5日まで  
長崎地方裁判所民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第58号**  
北九州市戸畠区境川1丁目1番16-103号  
再生債務者 片山 廉人

1 決定年月日時 令和7年7月8日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ) 第60号**

北九州市八幡西区南鷹見町6番35号  
再生債務者 白石 圭

1 決定年月日時 令和7年7月8日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ) 第34号**

大阪府岸和田市稻葉町375番地の3(事業所所在地) 大阪府岸和田市大沢町777  
再生債務者 A S K c t o K\_r i d e s c t o 矢野 敬大

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月27日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年(再イ) 第55号**

北九州市八幡西区京良城町10番22-401号  
再生債務者 松尾 龍天

1 決定年月日時 令和7年7月9日午後2時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月6日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月13日から令和7年8月20日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ) 第24号**

茨城県筑西市蓮沼1186番地2  
再生債務者 藤井 貞治

1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで

水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(再イ)第244号**  
東京都武藏野市吉祥寺南町4-22-9-205  
再生債務者 山崎 大翼  
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第259号**  
東京都台東区台東3-9-1-403  
再生債務者 松本 裕也  
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第19号**  
山梨県甲府市善光寺3丁目28番4号  
再生債務者 鈴木 武  
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第21号**  
山梨県南アルプス市寺部304番地1  
再生債務者 十樂 望  
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第22号**  
山梨県山梨市下石森1125番地1  
再生債務者 小野 晃一  
 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月11日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和6年(再イ)第502号**

大阪市福島区鷺洲5丁目1番4-301号  
再生債務者 白井 康人

1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第63号**

大阪府東大阪市上四条町22番18号  
再生債務者 西村 勝男

1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第24号**

和歌山市北野229番地1 ライオンズマン  
ション紀伊706  
再生債務者 佐々木裕也

1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第5号**

山口市小郡新町5丁目8番11-102号  
再生債務者 内田 光明

1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

## 令和7年(再イ)第7号

山口市吉敷中東3-6-1 レオパレスYOSHII  
S H I K I 110、住民票上の住所山口県下  
関市安岡町3丁目12番6号  
再生債務者 古田 貴則  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月21日まで

山口地方裁判所民事部個人再生係

## 令和7年(再イ)第1号

高知県安芸郡北川村大字野友甲1439番地  
再生債務者 平岡 修  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月28日まで

高知地方裁判所安芸支部

## 令和7年(再イ)第4号

福岡県みやま市瀬高町山門1469番地1  
再生債務者 三池物流サービスこと 三池 和久  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

福岡地方裁判所柳川支部個人再生係

## 令和7年(再イ)第8号

福岡県大牟田市小浜町80番地1 大牟田市営  
小浜南住宅 5棟11号  
再生債務者 小段 優輔  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

福岡地方裁判所大牟田支部

## 令和7年(再イ)第5号

熊本県八代市本野町560番地1  
再生債務者 山本 幸博  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

熊本地方裁判所八代支部

## 令和7年(再イ)第8号

沖縄県うるま市字豊原313番地1  
再生債務者 又吉 紗也  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後4時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(再イ)第11号

宮城県柴田郡柴田町大字船岡字並松20番地12  
再生債務者 平野 信行  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月5日まで

仙台地方裁判所大河原支部

## 令和7年(再イ)第14号

山形県南陽市若狭郷屋60番地 ラベーシュⅠ  
102号室  
再生債務者 原田 優  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月5日まで

山形地方裁判所米沢支部

## 令和7年(再イ)第30号

群馬県伊勢崎市宮子町3483-2 コーポルミ  
エールA-201  
再生債務者 寺中 洋一

1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月12日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

## 令和7年(再イ)第25号

福井市新田塚2丁目8番26号  
再生債務者 北村 貴宏  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月1日まで

福井地方裁判所

## 小規模個人再生による書面決議に付する決定

## 令和7年(再イ)第54号

千葉市花見川区幕張本郷3丁目10番32号 七  
ピアコートJ A205号  
再生債務者 道下 善光  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで  
令和7年7月10日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(再イ)第70号

東京都大田区西糀谷1-8-5-101  
再生債務者 駒 文彦  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで  
令和7年7月10日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(再イ)第87号

東京都品川区大井7-27-4-403  
再生債務者 アルアジ由美(旧姓アブゼイド・富永)  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで  
令和7年7月10日

東京地方裁判所民事第20部

## 令和6年(再イ)第82号

愛知県豊田市本地町10丁目78番地2  
再生債務者 渡邊 詩織  
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月9日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで  
令和7年7月9日

名古屋地方裁判所岡崎支部

## 令和7年(再イ)第27号

愛知県安城市朝日町6番4号 安城パーク・ホームズ904  
再生債務者 高木 茂  
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月30日まで  
令和7年7月9日

名古屋地方裁判所岡崎支部

## 令和7年(再イ)第22号

宮城県亘理郡亘理町逢隈十文字字竹ノ内78番地9  
再生債務者 丸子 尚之  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで  
令和7年7月10日

仙台地方裁判所第4民事部

## 令和7年(再イ)第3号

山形県酒田市広野字中通5番地  
再生債務者 小林 真里  
1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで  
令和7年7月10日

山形地方裁判所酒田支部

## 令和7年(再イ)第5号

栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地114  
再生債務者 大賀 康  
1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日付け再生計画案  
2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで  
令和7年7月10日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年（再イ）第10号 千葉県成田市前林1138番地4 再生債務者 柏熊 利和 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 千葉地方裁判所佐倉支部	令和6年（再イ）第112号 千葉県松戸市六実5丁目20番地の57 再生債務者 中 雄一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月4日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第80号 大阪市東住吉区杭全5丁目8番18号 再生債務者 勝森 勇 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第11号 函館市鍛冶1丁目27番16号 再生債務者 小辻 健司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日 函館地方裁判所
令和7年（再イ）第108号 愛知県小牧市大字三ツ渕381番地5 再生債務者 富上 貴範 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第7号 三重県鈴鹿市白子駅前44-21 ローズコート 白子B号室（住民票上の住所）愛知県日進市 浅田平子二丁目162番地 再生債務者 石原 佳 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月11日 津地方裁判所再生係	令和7年（再イ）第166号 大阪市大正区平尾1丁目8番16-1304号 再生債務者 大山 翼 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第6号 北海道旭川市春光台4条6丁目6番4号 再生債務者 花輪 恵理 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月11日 旭川地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第45号 愛知県豊田市大林町11丁目7番地9 再生債務者 横井 泰博 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 名古屋地方裁判所岡崎支部	令和7年（再イ）第3号 福岡県柳川市有明町2476番地7 再生債務者 豊福 礼 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月11日 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係	令和7年（再イ）第21号 大阪府泉佐野市葵町2丁目8番5号 再生債務者 新川 宜幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第1号 山形県最上郡最上町大字志茂2572番地 町営 大堀住宅3 再生債務者 柴崎 寿男 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月10日 山形地方裁判所新庄支部
令和7年（再イ）第6号 山形県米沢市館山1丁目1番137-37号 再生債務者 大沼 功貴 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月11日 山形地方裁判所米沢支部	令和7年（再イ）第13号 栃木県栃木市大平町新1395番地3 再生債務者 川村 弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月10日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第24号 大阪府岸和田市神須屋町1丁目7番52号 再生債務者 戸田 政幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第38号 北九州市八幡西区八枝5丁目6番18号（103） 再生債務者 有田 勝則 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 31日まで 令和7年7月10日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第13号 埼玉県深谷市東方町3丁目29番地7 再生債務者 下山由紀子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 1日まで 令和7年7月11日 さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第20号 大阪府泉佐野市中町1丁目2番30-102号 再生債務者 田中 謙 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月7日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第28号 大阪府泉南市樽井6丁目4番6号 再生債務者 德永 寛 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係	令和7年（再イ）第3号 長崎県松浦市今福町北免2009番地432 再生債務者 安達 勝 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月31日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 7日まで 令和7年7月10日 長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

令和7年（再イ）第9号 新潟市東区逢谷内2丁目2番6号 グランデ 逢谷内505号 再生債務者 長尾 圭子	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月5日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第16号 新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢2丁目2番地10 再生債務者 柏倉 隆	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第6号 鳥取県鳥取市気高町北浜3丁目36番地 再生債務者 澤田 伸一	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日 鳥取地方裁判所民事部
令和6年（再イ）第134号 北九州市八幡東区荒手1丁目22番8号 再生債務者 濱岡 渉	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月1日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第32号 広島市東区上大須賀町13番20—301号 青木 ビル 再生債務者 山岡 潤	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月7日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月7日まで 令和7年7月10日 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第2号 新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1350番地 10 再生債務者 志田 光浩	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月8日まで 令和7年7月11日 新潟地方裁判所三条支部
令和6年（再イ）第16号 兵庫県明石市二見町福里182番地の32 再生債務者 有馬 隆司	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月12日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月10日 神戸地方裁判所明石支部再生係
令和7年（再イ）第1号 福岡県久留米市国分町100番地 久留米駐屯 地217棟 再生債務者 椎井 洋行	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年7月10日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係
小規模個人再生による再生手 続廃止	令和6年（再イ）第424号 東京都江戸川区船堀3—16—7—705 再生債務者 佐々木 学
令和7年（再イ）第23号 北九州市八幡西区西折尾町16番7号（コーポ のじま301号） 再生債務者 竹内 宗一	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和7年7月10日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年（再イ）第7号 広島市西区井口台1丁目13番19—506号 再生債務者 アイルこと 今田 耕治	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条1号に定める事由がある。 令和7年7月11日 広島地方裁判所民事第4部
給与所得者等再生による再生 手続開始	令和7年（再イ）第1号 相模原市中央区田名塩田3丁目9番40号 な かよし201 再生債務者 後村 直幸
令和7年（再口）第1号 千葉県松戸市和名ヶ谷734番地の26（前住所） 東京都台東区台東4丁目4番2—403号ラグ ジュアリーアパートメント御徒町 再生債務者 良元 清志	1 決定年月日時 令和7年7月7日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令 和7年8月25日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和7年（再口）第1号 北海道苦前郡羽幌町南1条4丁目8番地の2 再生債務者 川村 佑馬	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令 和7年8月28日まで 旭川地方裁判所留萌支部
令和7年（再口）第1号 千葉県香取市一ノ分目1054番地1 再生債務者 高橋 裕介	1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令 和7年9月11日まで 千葉地方裁判所佐原支部
給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取	令和7年（再口）第1号 福岡県柳川市三橋町藤吉18番地11 再生債務者 山田 碧
令和7年（再口）第1号 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係	1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 3日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日

**給与所得者等再生による再生  
計画認可**

令和7年(再口)第2号

北海道苫小牧市澄川町5丁目12番25号  
再生債務者 白濱 和幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月10日

札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(再口)第3号

京都府綴喜郡井手町大字井手小字野神52番地  
の1  
再生債務者 古川ゑみみ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再口)第1号

滋賀県甲賀市甲南町新治2092番地-203号  
再生債務者 中嶋 保

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月8日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再口)第11号

千葉県市原市光風台4丁目1152番地113  
再生債務者 中村 涼太

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年7月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年7月11日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**所在等不明共有者の持分の取  
得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく

ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

福岡県嘉麻市山野2214番地1

申立人 藤田 五夫

本店所在地 不明

(不動産登記記録上の本店所在地) 福岡県飯塚市大字徳前197番地の6  
所在等不明共有者 コスモ建設株式会社

届出期間満了日 令和7年11月8日

令和7年7月8日 福岡地方裁判所飯塚支部

**(別紙) 物件目録**

1 所在 嘉麻市山野字高鳥井

地番 2214番5

地目 公衆用道路

地積 60平方メートル

2 所在 嘉麻市山野字高鳥井

地番 2206番5

地目 公衆用道路

地積 108平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関  
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第2号

東京都品川区東五反田2丁目5番4号

申立人 株式会社フォアフリーダム

代表者代表取締役 高田 嘉明

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区鷺宮1丁目84番地

(最後の住所) 東京都中野区若宮3丁目42番8号

共有者 阿部 潔俊

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都世田谷区北沢二丁目11番5号

共有者 浅田 錦男

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区宮里町26番地

(最後の住所) 東京都中野区本町4丁目35番9号

共有者 菅沼 佐介

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区桃園町24番地

(最後の住所) 東京都中野区中野3丁目48番4号

共有者 下野喜美治

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都杉並区高円寺北三丁目2番3号

共有者 須田 時司

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区新井町663番地

(最後の住所) 東京都中野区中野5丁目68番14号

共有者 坂田 栄松

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区小淀町11番地

(最後の住所) 東京都中野区中央1丁目18番10号

共有者 相澤 森藏

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都文京区宮下町52番地

(最後の住所) 東京都文京区千石4丁目26番4号

共有者 加藤 義一

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都渋谷区氷川町8番地

(最後の住所) 東京都渋谷区東2丁目6番10号

共有者 熊谷 好博

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都中野区千代田町55番地

(最後の住所) 東京都中野区本町5丁目26番3号

共有者 渡辺清十郎

届出期間満了日 令和7年9月8日

令和7年7月8日

千葉地方裁判所木更津支部

**(別紙) 物件目録**

1 所在 富津市竹岡字十宮谷

地番 170番16

地目 山林

地積 234平方メートル

共有者の持分 各10分の1

2 所在 富津市竹岡字十宮谷

地番 170番17

地目 山林

地積 52平方メートル

共有者の持分 各10分の1

3 所在 富津市竹岡字十宮谷

地番 173番27

地目 山林

地積 85平方メートル

共有者の持分 各10分の1

令和7年(チ)第13号

川崎市幸区塚越3丁目502番地

申立人 青木住宅株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都新宿区新宿4丁目1番22-202号

所有者 株式会社勝栄

届出期間満了日 令和7年9月10日

令和7年7月3日

横浜地方裁判所第3民事部

**(別紙) 物件目録**

所在 横浜市鶴見区岸谷1丁目

地番 2024番

地目 宅地

地積 75.27平方メートル

令和6年(子)第108号 大阪市北区中之島3丁目6番6号 申立人 関西電力送配電株式会社 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 大阪府東大阪市 堺屋西一丁目1番13号 所有者 設樂 孝志 届出期間満了日 令和7年9月1日 令和7年7月7日 (別紙) 物件目録 1 所在 生駒郡平群町大字椿井 地番 1562番2 地積 1246平方メートル 所在地 生駒郡平群町大字椿井 地番 1563番 地目 山林 地積 671平方メートル		令和7年(子)第1号 高知市丸ノ内1丁目2番20号 申立人 高知県 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所) 安芸市赤野乙 1319番地2 所有者 亡仙頭學相続財産(不動産登記記録上の 氏名仙頭學) 届出期間満了日 令和7年9月9日 令和7年7月9日 (別紙) 物件目録 1 所在 安芸市赤野字長坂 地番 3467番 地目 田 地積 84平方メートル 所在地 安芸市赤野字長坂 地番 3468番 地目 田 地積 390平方メートル 所在地 安芸市赤野字長坂 地番 3469番 地目 田 地積 878平方メートル	
<b>合併公扱</b> 令和7年(子)第3号 大阪市城東区蒲生3丁目10番6号701 申立人 橋本 智子 (不動産登記記録上の住所) 奈良県高市郡高 所有者 裕輔 届出期間満了日 令和7年8月29日 令和7年7月4日 (別紙) 物件目録 1 所在 奈良県高市郡高取町大字市尾 地番 530番 地目 田 地積 122平方メートル 所在地 奈良県高市郡高取町大字市尾 地番 530番1 地目 畑 地積 85平方メートル		<b>合併公扱</b> 令和7年(子)第7号 高知県吾川郡いの町小川新別1323番地 申立人 小松 保喜 住所・居所 不明 所有者 囲林 熊太 届出期間満了日 令和7年9月4日 令和7年7月4日 (別紙) 物件目録 1 所在 吾川郡いの町小川新別字西裏 2122番 地目 山林 地積 156平方メートル	
<b>合併公扱</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続乙は解散するにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。		<b>合併公扱</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続乙は解散するにいたしました。 また、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併の 効力発生を停止条件として合併して、甲は内の権 利義務全部を承継して存続し丙は解散するにいた しました。(第二合併)。 この合併に対し異議のある債権者は、本公司告 掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年七月二十二日 東京都千代田区霞が関三一丁目一番五号 共同会計事務所内 (N) GS SGG Solar Japan H o l d i n g s 3 a 合同会社 代表社員 G S S G S o l a r J a pan H o l d i n g s 3 a 一般社団法人 職務執行者 本郷 雅和 東京都千代田区内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内 (N) GS SGG Solar Japan H o l d i n g s 3 a 合同会社 代表社員 G S S G S o l a r J a pan H o l d i n g s 4 a 一般社団法人 職務執行者 本郷 雅和 東京都千代田区内一丁目四番一号東京 共同会計事務所内 (N) GS SGG Solar Japan H o l d i n g s 3 a 合同会社 代表社員 G S S G S o l a r J a pan H o l d i n g s 4 a 一般社団法人 職務執行者 本郷 雅和	
<b>合併公扱</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続乙は解散するにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 令和七年七月二十二日 札幌市中央区大通西二十一丁目一一番一二号 (甲) 合同会社E-l e P h a n t 代表社員 柳町 克彦 H o l d i n g s 3 a 合同会社 代表社員 G S S G S o l a r J a pan H o l d i n g s 4 a 一般社団法人 職務執行者 本郷 雅和		<b>合併公扱</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続乙は解散するにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 東京都港区高輪二丁目一番九号 (甲) 株式会社スター・プレイヤーズ・レ コード 代表取締役 西原 一将 (N) 株式会社スター・プレイヤーズ・レ コード 代表取締役 西原 一将 (N) GS SGG Solar Japan H o l d i n g s 3 a 合同会社 代表社員 G S S G S o l a r J a pan H o l d i n g s 4 a 一般社団法人 職務執行者 本郷 雅和	
<b>合併公扱</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続乙は解散するにいたしました。 この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額 の増加はいたしません。 この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は 次のとおりです。 (甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出 済		<b>合併公扱</b> 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 継して存続乙は解散するにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公司告掲 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり です。 (甲) https://www.ai-j.jp/re-public-notice/ 令和七年七月二十二日 東京都文京区西片二丁目一五番二五号 (甲) 株式会社工一アイ 代表取締役 廣飯 伸一 (N) 株式会社A T R - T r e k 代表取締役 深田 俊明	







